令和6年度　公文書開示（12月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R6.11.20	R6.12.2	意見陳述書	2	1															総務局総務部 法務課
2	R6.11.20	R6.12.2	期日経過記録（令和６年１１月２０日）	2		1									1				（条例第7条第6号） 東京都の適切な訴訟活動に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総務部 法務課
3	R6.10.16	R6.12.13	平成２７年９月　終了事件一覧	1		1					1								（条例第7条第2号） 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため	総務局総務部 法務課
4	R6.10.16	R6.12.13	「・過去に東京都愛の手帳非該当の不服申し立てとして審査請求・裁判を行った件数・割合・勝訴・敗訴が書かれた書類一式」のうち審査請求に係る部分																	総務局総務部 法務課
5	R6.12.4	R6.12.18	懲戒処分に関する総務局人事部の対応の正当性の根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）						1		1								（条例第7条第2号） 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため	総務局人事部 人事課
6	R6.12.5	R6.12.19	政策提言に関し東京都が〇〇から取得した文書及び東京都の協議・対応等東京都が作成した文書。					1											実施機関では作成及び取得しておらず、存在しないため	総務局総務部 情報公開課
7	R6.12.11	R6.12.25	対応記録表	1		1					1	1			1				（条例第7条第2号） 特定の個人を識別することができるため （条例第7条第3号） 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため （条例第7条第6号） 本来の業務目的以外の問合せが大量に又は無差別に送信されるなど、実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため	総務局総務部 総務課
8	R6.12.13	R6.12.26	令和６年１２月１１日東京高裁第２２民事部判決言渡　固定資産評価審査決定・固定資産税等賦課処分取消請求控訴事件の判決の写し ただし、以下の情報を除く。 １　特定の個人・法人・団体の氏名、名称及び住所並びにこれらを　特定できる情報 ２　納税者の保有する不動産等の所在地、家屋番号、建物番号及び納税通知書番号等特定の個人・法人・団体を識別できる税務情報 ３　本税額、滞納税額、延滞金額、差押財産の内容等特定の個人・法人・団体を識別することはできなくても、公にすることにより、なお当該個人等の権利利益を害するおそれがある税務情報	14	1															総務局総務部 法務課
9	R6.12.16	R6.12.26	情報公開・個人情報保護審査会委員等交流フォーラム（一般財団法人行政管理研究センター主催）（直近に開催されたものに限らない。）に係る配布資料				1			1									（条例第7条第1号） 法令の定めるところにより、公にすることができないと認められるため	総務局総務部 情報公開課
10	R6.12.16	R6.12.26	情報公開・個人情報保護審査会委員等交流フォーラム（一般財団法人行政管理研究センター主催）（直近に開催されたものに限らない。）に係る復命書					1											実施機関では作成しておらず、存在しないため	総務局総務部 情報公開課